

○鹿児島県水防協議会条例（昭和24年9月5日条例第48号）

鹿児島県水防協議会条例を次のように定める。

鹿児島県水防協議会条例

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、鹿児島県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 会長は協議会を代表し、及び会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるとき又は欠けたときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

知事において、特別の事由があると認めたときは、前項の規定に拘らず、その任期中においても、これを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 協議会に、幹事及び書記各々若干名を置き会長が命じ又は委嘱する。

幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員に対しては、別に定めるところにより、費用弁償を支給することができる。

第9条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、会長がこれを定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

附 則（平成12年3月28日条例第64号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鹿児島県水防協議会委員名簿

(平成24年4月現在)

職名	役 職 名	氏 名	備考
会長	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎	
委員	国土交通省川内川河川事務所長	久保 朝雄	
〃	国土交通省大隅河川国道事務所長	大 坂 剛	
〃	県 議 会 議 員	井 上 章 三	
〃	県市長会会長（鹿児島市）	森 博 幸	
〃	県 消 防 協 会 書 記	安 永 麻 美	
〃	鹿児島地方気象台長	横 山 博 文	
〃	日本放送協会鹿児島放送局長	松 本 敦	
〃	N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店 長	遠 竹 泰	
〃	陸上自衛隊第12普通科連隊長	照 沼 敏	
〃	海上自衛隊第1航空群司令	出 口 佳 努	
〃	鹿児島県警察本部長	杉 山 芳 朗	
〃	社団法人鹿児島県看護協会会長	秋 葉 公 子	
〃	一 級 建 築 士	吉 永 詠 子	
〃	鹿児島県立市来農芸高等学校教頭	佐 藤 真 由 美	
〃	(有)カルチャー・コネクション代表取締役	山 野 真 理	
	会長 1名		
	委員 15名		

鹿児島県水防協議会幹事名簿

(平成24年4月現在)

職名	役 職 名	氏名	備考
幹事	鹿 児 島 県 土 木 部 次 長	岩切 剛志	
〃	〃	萩 亮	
〃	国 土 交 通 省 鹿 児 島 国 道 事 務 所 副 所 長	塩月 淳一	
〃	国 土 交 通 省 鶴 田 ダ ム 管 理 所 管 理 係 長	高橋 史哉	
〃	鹿児島県 土木部 監理課長	川原 康夫	
〃	〃 〃 河川課長	内 達 朗	
〃	〃 〃 道路建設課長	九万田伸一	
〃	〃 〃 道路維持課長	池 端 司	
〃	〃 〃 参事兼砂防課長	植野 利康	
〃	〃 〃 港湾空港課長	米元 敏博	
〃	〃 〃 建築課長	坂野伸一郎	
〃	〃 知事公室 広報課長	藤本 徳昭	
〃	〃 危機管理局 危機管理防災課長	福永 敬大	
〃	〃 保健福祉部 社会福祉課長	伊集院裕幸	
〃	〃 農政部 農地建設課長	堀 洋一郎	
幹事 15名			

(参考)

水防に関する気象警報等

注意報・警報及び津波予報は、次によりそれぞれの担当官署が発表し、解除するものとする。

1 注意報・警報

(1) 発表機関

注意報・警報は次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担当区域
ア 鹿児島地方気象台	鹿児島県(名瀬測候所の担当区域を除く)
イ 名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

(2) 種類及び発表基準

平成22年5月27日現在

発表官署		鹿児島地方気象台										名瀬測候所	
府県予報区		鹿児島県											
一次細分区域		薩摩地方					大隅地方					奄美地方	
市町村等をまとめた地域		鹿児島・日置	出水・伊佐	川薩・始良	甌島	指宿・川辺	曾於	肝属	種子島地方	屋久島地方	北部	南部	十島村
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合											
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合											
	暴風(平均風速)	20m/s ^{*1*2}											
	暴風雪(平均風速)	20m/s ^{*1*2} 雪を伴う ^{*1*2}											
	大雪	24時間降雪の深さ 平地 20cm, 山地 30cm											
報	波浪(有義波高)	鹿児島市: 2.5m, 日置市: 6.0m, いちき串 木野市:6.0m	阿久根市:外 海 6.0m, 八 代海 2.5m, 出水市:2.5m, 長島町:外海 6.0m, 八代海 2.5m	薩摩川内市: 6.0m, 霧島市: 2.5m, 始良市: 2.5m	6.0m	志布志市: 6.0m, 大崎町: 6.0m	鹿屋市:2.5m, 垂 水市:2.5m, 東串 良町:6.0m, 錦江 町:2.5m, 南大隅 町:6.0m, 肝付町: 6.0m	6.0m	6.0m				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合											
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合											
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合											
	強風(平均風速)	12m/s ^{*3*4}											
注 意 報	風雪(平均風速)	12m/s ^{*3*4} 雪を伴う ^{*3*4}											
	大雪	24時間降雪の深さ 平地 20cm, 山地 30cm											
	波浪(有義波高)	鹿児島市: 1.5m, 日置市: 2.5m, いちき串 木野市:2.5m	阿久根市:外 海 2.5m, 八代 海 1.5m, 出 水市:1.5m, 長島町:外海 2.5m, 八代海 1.5m	薩摩川内市: 2.5m, 霧島市: 1.5m, 始良市: 1.5m	2.5m	志布志市: 2.5m, 大崎町: 2.5m	鹿屋市:1.5m, 垂 水市:1.5m, 東串 良町:2.5m, 錦江 町:1.5m, 南大隅 町:2.5m, 肝付町: 2.5m	2.5m	2.5m				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合											
	雷	落雷等により被害が予想される場合											
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、気温3℃以上の好天、または、低気圧等による降雨、または、降雪の深さ30cm以上												

* 1 鹿児島25m/s。
* 2 大隅海峡25m/s。
* 3 鹿児島15m/s。
* 4 大隅海峡15m/s。

(別表1)大雨警報基準

平成23年5月17日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=70	135
	日置市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	139
	いちき串木野市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=80	127
出水・伊佐	阿久根市	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=80	140
	出水市	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=90	165
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=70	174
		(伊佐市菱刈) 平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	
	長島町	R1=60	153
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=90	127
	霧島市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=80	148
	姶良市	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=80	144
	さつま町	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=80	157
	湧水町	R1=80	170
甑島	薩摩川内市甑島	R1=70	140
指宿・川辺	枕崎市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	186
	指宿市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=80	163
	南さつま市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=80	154
	南九州市	平坦地: R1=70 平坦地以外: R3=160	154
曾於	曾於市	R1=70	155
	志布志市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=80	164
	大崎町	R1=60	164
肝属	鹿屋市	R1=60	154
	垂水市	R1=70	145
	東串良町	R1=60	162
	錦江町	R1=70	171
	南大隅町	R1=80	167
	肝付町	平坦地: R1=70 平坦地以外: R1=80	162
種子島地方	西之表市	R1=80 あるいは R3=140	155
	三島村	R1=60	151
	中種子町	R1=70	159
	南種子町	R1=70	163
屋久島地方	屋久島町	R1=90	168
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地: R3=110 平坦地以外: R1=60	153
		(奄美市名瀬) R3=120	
		(奄美市住用町) R1=80	
	大和村	R3=110	241
	宇検村	R3=110	192
	瀬戸内町	R1=80	176
	龍郷町	R3=110	153
	喜界町	R1=70	132
南部	徳之島町	R3=110	148
	天城町	R1=70	148
	伊仙町	R1=70	167
	和泊町	R1=70	176
	知名町	R1=70	181
	与論町	平坦地: R1=80 平坦地以外: R3=190	260
十島村	十島村	R1=70	159

(別表2)洪水警報基準

平成23年5月17日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=70	甲突川流域=15、永田川流域=17、神之川流域=13、 思川流域=15	平坦地：R1=45 かつ 甲突川流域=11
	日置市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	神之川流域=19、江口川流域=16、大里川流域=15、 伊作川流域=15、野田川流域=12	—
	いちき串木野市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	八房川流域=19、大里川流域=13、五反田川流域=12	—
出水・伊佐	阿久根市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=80	高松川流域=21	平坦地：R1=50 かつ 高松川流域=13
	出水市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=90	米之津川流域=23、平良川流域=9、野田川流域=26、 高尾野川流域=13、鍋野川流域=18	平坦地：R1=50 かつ 米之津川流域=18
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=70	羽月川流域=30、市山川流域=17	平坦地：R1=45 かつ 川内川流域=47
		(伊佐市菱刈) 平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	—	平坦地：R1=30 かつ 川内川流域=36
	長島町	R1=60	—	—
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=90	高城川流域=14、市比野川流域=13、田海川流域=9、 久富木川流域=16	平坦地：R1=60 かつ 川内川流域=36
	霧島市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	天降川流域=43、手籠川流域=16、霧島川流域=18、 石坂川流域=12、桜枝川流域=21、久留味川流域=17	平坦地：R1=35 かつ 天降川流域=22
	姶良市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=80	山田川流域=17、思川流域=19、網掛川流域=12、 宇曾木川流域=11、後郷川流域=11	平坦地：R1=50 かつ 山田川流域=14
	さつま町	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=80	久富木川流域=19、穴川流域=17、夜星川流域=15	—
	湧水町	R1=80	—	R1=30 かつ 川内川流域=29
	甑島	薩摩川内市甑島	R1=70	—
指宿・川辺	枕崎市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	—	—
	指宿市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	—	—
	南さつま市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	大谷川流域=12、加世田川流域=14、堀川流域=13	平坦地：R1=40 かつ 万之瀬川流域=20
	南九州市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R3=160	麓川流域=13、永里川流域=13、大谷川流域=12	—
曾於	曾於市	R1=70	菱田川流域=17、前川流域=15、大淀川流域=21、 横市川流域=21、月野川流域=18、溝之口川流域=17	平坦地：R1=60 かつ 菱田川流域=6
	志布志市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	菱田川流域=42、安楽川流域=19、尾野見川流域=18、 前川流域=18、福島川流域=16	平坦地：R1=50 かつ 菱田川流域=18
	大崎町	R1=60	田原川流域=22、持留川流域=10、梅ヶ渡川流域=18、 汐入川流域=15	—
肝属	鹿屋市	R1=60	始良川流域=20、串良川流域=16、高須川流域=26、 平房川流域=11	平坦地：R1=30 かつ 肝属川流域=13
	垂水市	R1=70	本城川流域=13	R1=45 かつ 本城川流域=9
	東串良町	R1=60	汐入川流域=15	R3=90 かつ 肝属川流域=17
	錦江町	R1=70	神ノ川流域=21	—
	南大隅町	R1=80	雄川流域=25	R1=60 かつ 雄川流域=22
	肝付町	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=80	高山川流域=25	平坦地：R1=45 かつ 肝属川流域=32
種子島地方	西之表市	R1=80 あるいは R3=140	—	R1=60 かつ R3=100
	三島村	R1=60	—	—
	中種子町	R1=70	—	—
	南種子町	R1=70	—	—
屋久島地方	屋久島町	R1=90	安房川流域=25、宮之浦川流域=15	R1=80 かつ 安房川流域=13
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=60	—	—
		(奄美市名瀬) R3=120	—	—
		(奄美市住用町) R1=80	役勝川流域=17、住用川流域=18	R1=50 かつ 住用川流域=12
	大和村	R3=110	—	—
	宇検村	R3=110	—	—
	瀬戸内町	R1=80	—	—
	龍郷町	R3=110	—	—
	喜界町	R1=70	—	—
	南部	徳之島町	R3=110	—
天城町		R1=70	秋利神川流域=10	—
伊仙町		R1=70	—	—
和泊町		R1=70	—	—
知名町		R1=70	—	—
与論町		平坦地：R1=80 平坦地以外：R3=190	—	—
十島村		十島村	R1=70	—

(別表3)大雨注意報基準

平成23年5月17日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=40	94
	日置市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	97
	いちき串木野市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	88
出水・伊佐	阿久根市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	91
	出水市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	107
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=40 (伊佐市菱刈) 平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	113
	長島町	R1=40	99
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	86
	霧島市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=50	100
	姶良市	R1=40	97
	さつま町	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	106
	湧水町	R1=40	115
甑島	薩摩川内市甑島	R1=40	95
指宿・川辺	枕崎市	R1=40	150
	指宿市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	132
	南さつま市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	124
	南九州市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R3=110	124
曾於	曾於市	R1=40	110
	志布志市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	116
	大崎町	R1=40	116
肝属	鹿屋市	R1=40	104
	垂水市	R1=40	98
	東串良町	R1=40	110
	錦江町	R1=40	116
	南大隅町	R1=50	113
	肝付町	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	110
種子島地方	西之表市	R1=50 あるいは R3=90	94
	三島村	R1=40	122
	中種子町	R1=40	96
	南種子町	R1=40	99
屋久島地方	屋久島町	R1=60	124
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=40 (奄美市名瀬) R3=80 (奄美市住用町) R1=50	88
	大和村	R3=70	139
	宇検村	R3=70	111
	瀬戸内町	R1=40	102
	龍郷町	R3=70	88
	喜界町	R1=40	76
南部	徳之島町	R3=70	112
	天城町	R1=40	112
	伊仙町	R1=40	126
	和泊町	R1=40	133
	知名町	R1=40	137
	与論町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=130	197
十島村	十島村	R1=40	139

(別表4)洪水注意報基準

平成23年5月17日現在

平成23年5月17日現在						
市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準		
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=40	甲突川流域=12, 永田川流域=14, 神之川流域=10, 思川流域=12	平坦地: R1=30 かつ 甲突川流域=11		
	日置市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	神之川流域=15, 江口川流域=13, 大里川流域=12, 伊作川流域=12, 野田川流域=10	—		
	いちき串木野市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	八房川流域=10, 大里川流域=10, 五反田川流域=10	—		
出水・伊佐	阿久根市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	高松川流域=13	—		
	出水市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	米之津川流域=13, 平良川流域=7, 野田川流域=21, 高尾野川流域=10, 鍋野川流域=14	—		
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=40	羽月川流域=15, 市山川流域=14	平坦地: R1=30 かつ 川内川流域=47		
		(伊佐市菱刈) 平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	—	平坦地: R1=20 かつ 川内川流域=36		
	長島町	R1=40	—	—		
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	高城川流域=11, 市比野川流域=10, 田海川流域=5, 久富木川流域=8	—		
	霧島市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=50	天降川流域=34, 手籠川流域=9, 霧島川流域=14, 石坂川流域=10, 桜枝川流域=17, 久留味川流域=14	平坦地: R1=20 かつ 天降川流域=22		
	姶良市	R1=40	山田川流域=12, 思川流域=15, 網掛川流域=10, 宇曾木川流域=9, 後郷川流域=9	—		
	さつま町	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	久富木川流域=15, 穴川流域=10, 夜星川流域=12	—		
	湧水町	R1=40	—	R1=20 かつ 川内川流域=29		
	甑島	薩摩川内市甑島	R1=40	—	—	
指宿・川辺	枕崎市	R1=40	—	—		
	指宿市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	—	—		
	南さつま市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	大谷川流域=10, 加世田川流域=11, 堀川流域=10	平坦地: R1=25 かつ 万之瀬川流域=20		
	南九州市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R3=110	麓川流域=10, 永里川流域=10, 大谷川流域=9	—		
	曾於	曾於市	R1=40	菱田川流域=14, 前川流域=12, 大淀川流域=17, 横市川流域=17, 月野川流域=14, 溝之口川流域=14	—	
志布志市		平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	菱田川流域=34, 安楽川流域=15, 尾野見川流域=14, 前川流域=14, 福島川流域=13	平坦地: R1=30 かつ 菱田川流域=18		
大崎町		R1=40	田原川流域=12, 持留川流域=8, 梅ヶ渡川流域=14, 汐入川流域=12	—		
		肝属	鹿屋市	R1=40	始良川流域=16, 串良川流域=13, 高須川流域=14, 平房川流域=9	平坦地: R1=20 かつ 肝属川流域=13
種子島地方	西之表市	R1=50 あるいは R3=90	—	R1=40 かつ R3=70		
	三島村	R1=40	—	—		
	中種子町	R1=40	—	—		
	南種子町	R1=40	—	—		
	屋久島地方	屋久島町	R1=60	安房川流域=20, 宮之浦川流域=11	R1=40 かつ 安房川流域=13	
		北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=40 (奄美市名瀬) R3=80 (奄美市住用町) R1=50	— — — 役勝川流域=14, 住用川流域=14	— — — R1=30 かつ 住用川流域=12
			大和村	R3=70	—	—
宇検村			R3=70	—	—	
瀬戸内町			R1=40	—	—	
龍郷町		R3=70	—	—		
喜界町	R1=40	—	—			
南部	徳之島町	R3=70	—	—		
	天城町	R1=40	秋利神川流域=7	—		
	伊仙町	R1=40	—	—		
	和泊町	R1=40	—	—		
	知名町	R1=40	—	—		
	与論町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=130	—	—		
	十島村	十島村	R1=40	—	—	

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
鹿児島・日置	鹿児島市	2.3m	1.9m
	日置市	2.6m	1.9m
	いちき串木野市	2.4m	1.9m
出水・伊佐	阿久根市	2.4m	1.9m
	出水市	2.4m	1.9m
	伊佐市	—	—
	長島町	2.1m	1.9m
川薩・姶良	薩摩川内市	2.1m	1.9m
	霧島市	2.7m	1.9m
	姶良市	2.7m	1.9m
	さつま町	—	—
	湧水町	—	—
甑島	薩摩川内市甑島	2.3m	1.9m
指宿・川辺	枕崎市	2.7m	1.9m
	指宿市	2.2m	1.9m
	南さつま市	2.7m	1.9m
	南九州市	2.4m	1.9m
曾於	曾於市	—	—
	志布志市	2.1m	1.9m
	大崎町	2.3m	1.9m
肝属	鹿屋市	2.5m	1.9m
	垂水市	2.3m	1.9m
	東串良町	2.4m	1.9m
	錦江町	2.4m	1.9m
	南大隅町	2.4m	1.9m
	肝付町	2.1m	1.8m
種子島地方	西之表市	2.2m	2.0m
	三島村	2.2m	2.0m
	中種子町	2.3m	2.0m
	南種子町	2.2m	2.0m
屋久島地方	屋久島町	2.2m	2.0m
北部	奄美市	1.9m	1.5m
	大和村	2.4m	1.5m
	宇検村	2.4m	1.5m
	瀬戸内町	1.8m	1.3m
	龍郷町	2.1m	1.5m
	喜界町	2.0m	1.5m
南部	徳之島町	2.7m	1.5m
	天城町	2.3m	1.5m
	伊仙町	2.3m	1.5m
	和泊町	2.6m	1.5m
	知名町	2.8m	1.5m
	与論町	2.6m	1.5m
十島村	十島村	2.1m	1.5m

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。
- (2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=15」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 15 以上」を意味する。
- (3) 洪水の欄中、「複合基準」の解釈。
例えば、「R1=45 かつ〇〇川流域=11」であれば、「1 時間雨量 45mm 以上、かつ〇〇川流域の流域雨量指数 11 以上」を意味する。
- (4) 平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域、区分については気象庁ホームページを参照。
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kagoshima/kagoshima1_h.pdf
- (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しており、市町村内における基準値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照。
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (6) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (7) 潮位の基準面は、東京湾平均海面（T P）である。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(8) 予・警報の細分区域

災害発生のおそれのある区域を指定できる場合には、一次細分区域または市町村をまとめた地域の名称を指定して発表する。

細分区域は次のとおりである。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村
※ 薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・始良	薩摩川内市、霧島市、さつま町、始良市、湧水町
	甕島	薩摩川内市甕島
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
※ 大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

- 1 ※印は一次細分区域名「薩摩地方」と「大隅地方」及び「種子島・屋久島地方」を統合する場合に「鹿児島県(奄美地方を除く)」とする。
- 2 海岸線からおおむね 20 海里以内の海域(沿岸の海域)についての注意報・警報は、担当予報区、一次細分区域または市町村をまとめた地域に含めて行う。

2 土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表

土砂災害警戒情報の発表は、県内全域を対象に、その地域が大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）が、ともに超過すると予想されるとき、また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議のうえ、市町村を最小発表単位として行う。

(3) 解除

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき又は大雨警報が解除されたときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。ただし、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起りやすい状態にあるので、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後に判断するものとする。

(4) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。

イ 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1，2，3等も合わせて総合的に判断すること。

鹿児島県土砂災害警戒情報 第号

年月日 時分
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

鹿児島市* 霧島市* 始良市* 湧水町* 鹿屋市* 垂水市* 東串良町* 錦江町*
南大隅町* 肝付町* 曾於市* 志布志市* 大崎町*

* 印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

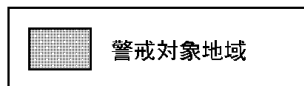
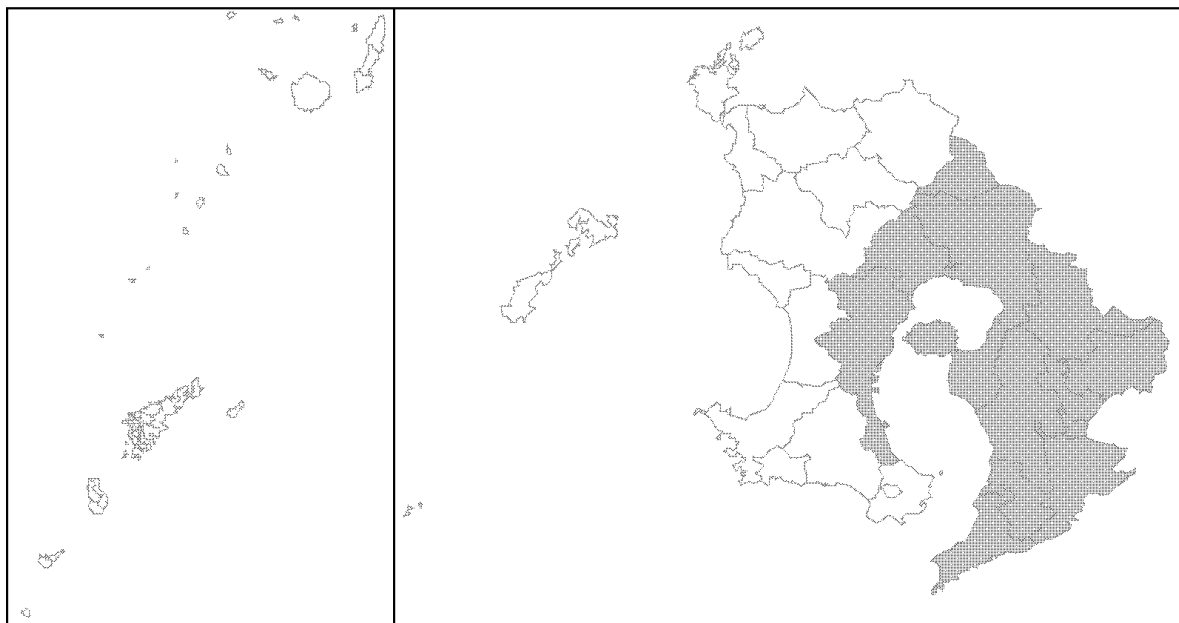
【警戒文】

< 概況 >

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

< とるべき措置 >

崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



問い合わせ先

099-286-3616 (鹿児島県土木部砂防課)

099-250-9913 (鹿児島地方気象台観測予報課)

3 気象情報

気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的にすみやかに発表するものである。

特に1時間120mm以上の雨量を観測した場合は直ちに「鹿児島県（奄美地方を除く）記録的短時間大雨情報」または、「奄美地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

ア 担当官署と担当区域

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	九州南部地方、鹿児島県(名瀬測候所の担当区域を除く)
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

4 津波警報事項等

津波警報事項等の種類及び内容・発表機関・予報区・通知要領等は以下のとおりである。

(1) 発表機関

気象庁

(2) 津波警報・注意報

津波発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を津波予報区に対して発表する。

(3) 津波予報区

鹿児島県沿岸の属する津波予報区は、第2表のとおりである。

(4) 通知要領

- ① 鹿児島地方気象台からの津波警報事項等の伝達基準は、鹿児島県東部、鹿児島県西部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、宮崎県の7つの津波予報区のいずれかに対して津波警報及び津波注意報が発表された場合とする。
- ② 津波警報事項等の通知は、防災情報提供システムで加入機関に通知する。
（障害の場合は、FAX・電話等による）

第1表 津波警報事項等の種類と発表される津波の高さ

種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注) ①津波発生のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨を地震情報に含めて発表する。
- ②津波による災害のおそれなくなったと認められる場合は、速やかに津波警報または津波注意報を解除する。
- ③「津波の高さ」とは、津波がなかった場合の潮位に比べて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

5 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

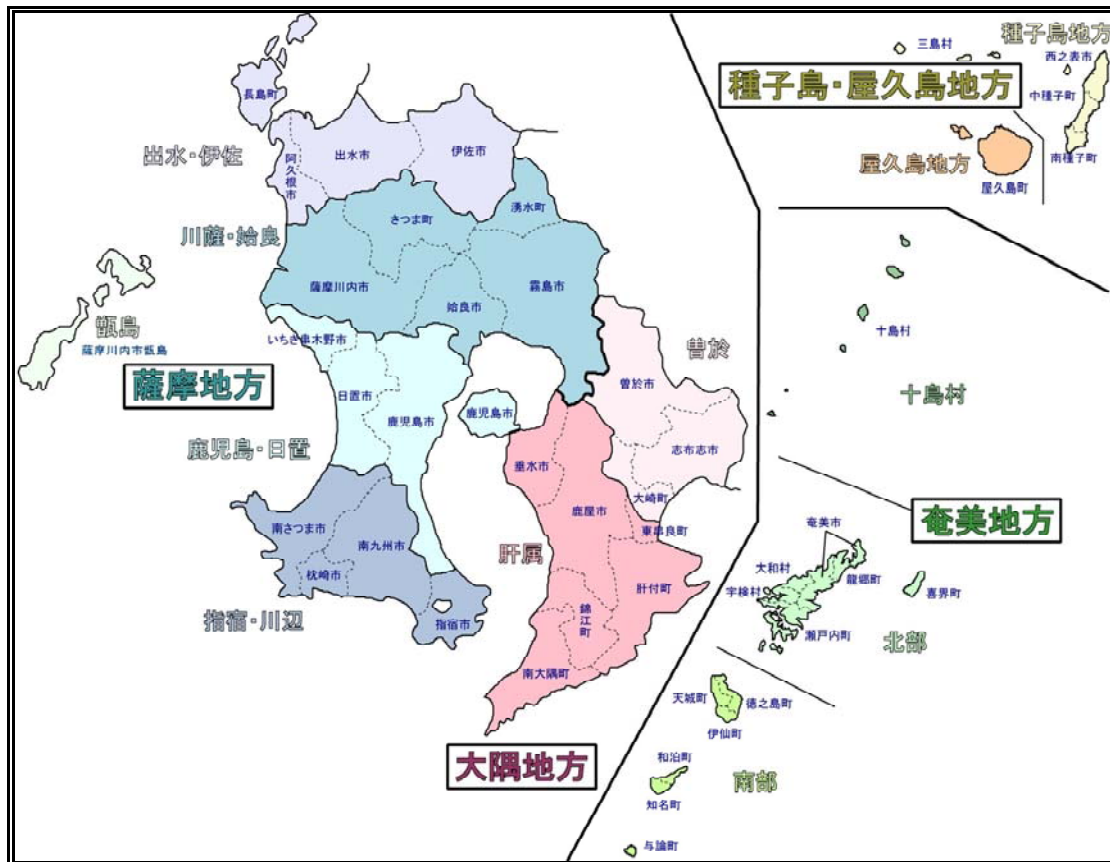
鹿児島県の沿岸は、「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は第2表のとおりである。

第2表 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区 域	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県 (西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県 (奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市 日置市 いちき串木野市 出水市 阿久根市 長島町 薩摩川内市 霧島市 姦良市 垂水市 鹿屋市 錦江町 南大隅町 指宿市 南九州市 南さつま市 枕崎市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

予報・警報の地域細分区域図 平成22年5月27日



一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・始良	薩摩川内市、霧島市、さつま町、始良市、湧水町
	甑島	薩摩川内市甑島
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町